

○柏市緑を守り育てる条例施行規則

平成7年4月1日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市緑を守り育てる条例(平成7年柏市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護地区)

第2条 条例第4条第1項に規定する保護地区は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自然景観保護地区とは、緑が良好な自然景観を形成していること。
- (2) 歴史的文化的保護地区とは、緑が歴史的及び文化的遺産と一体となっていること。
- (3) 生活環境保護地区とは、都市計画及び生活環境上、緑を保護することが必要と認められること。

(指定の基準)

第3条 条例第4条第1項に規定する保護地区等の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護地区については、樹木の集団が健全で、かつ、その集団が存する土地の面積が700平方メートル以上であること。
- (2) 保護樹木については、次のいずれかに該当し、かつ、健全であること。
 - ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上であること。
 - イ 高さが12メートル以上であること。
 - ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。
 - エ はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

(指定期間)

第4条 条例第4条第1項の規定により指定する期間は、3年以上とするものとする。

(指定の表示)

第5条 市長は、条例第4条第1項の規定により保護地区等を指定した場合は、当該地区等にこれを表示するものとする。

(指定の通知)

第6条 条例第4条第2項の規定による通知は、保護地区にあっては保護地区指定通知書、保護樹木にあっては保護樹木指定通知書によるものとする。

(変更の届出)

第7条 条例第5条第2項の規定による届出は、樹木の伐採及び土地の区画形質の変更については伐採等現状変更行為届、指定内容の変更については保護地区等指定内容変更届によるものとする。

(指定解除の申請)

第 8 条 条例第 8 条第 1 項の規定による申請は、保護地区等指定解除申請書によるものとする。

(指定解除等の通知)

第 9 条 条例第 8 条第 3 項及び第 9 条第 2 項の規定による通知は、保護地区等指定解除(取消し)通知書によるものとする。

(買入れの協議)

第 10 条 条例第 8 条第 2 項の規定による協議は、同条第 1 項の規定による申請の日から起算して 3 か月以内に行うものとする。

(緑化基準及び緑化計画書)

第 11 条 条例第 11 条第 1 項に規定する緑化基準は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑化及び植栽に係る土地の面積の基準に関すること。
 - (2) 既存の樹木等の保護に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認めること。
- 2 条例第 11 条第 1 項に規定する緑化計画書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 緑化に係る土地の面積の求積図
- (3) 植栽図

(平 17 規則 137・一部改正)

(緑地協定)

第 12 条 市長は、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 45 条第 4 項及び第 54 条第 2 項の規定による緑地協定の認可の申請があったときは、当該申請の日から起算して 2 週間以内にその旨を公告するものとする。

(平 17 規則 73・一部改正)

(緑化運動)

第 13 条 市長は、緑化の促進を図るため、緑化運動を行うものとする。

2 前項の緑化運動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 苗木の植樹
- (2) 出生及び結婚記念植樹
- (3) 苗木のあっせん及び提供
- (4) 植木市の開催

(審議会の会長及び副会長)

第 14 条 条例第 15 条に規定する柏市緑政審議会(以下「審議会」という。)に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(審議会の会議)

第 15 条 審議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(柏市みどりを守り育てる条例施行規則の廃止)
- 2 柏市みどりを守り育てる条例施行規則(昭和 48 年柏市規則第 11 号)は、廃止する。

附 則(平成 17 年規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 137 号)

この規則は、公布の日から施行する。